

建設機械関係の補助金・低利融資・税制優遇制度

建設機械については、その導入にあたり事業者の経済的負担を軽減するため、補助金・融資・税制といった支援制度が設けられています。特に環境性能に優れた建設機械、情報化が図られた機械機器、災害対策用の建設機械については、普及促進のため、より広範な支援制度が設けられていますので、ご活用下さい。

補助金

○ 省エネルギー型建設機械導入補助事業（地球温暖化対策）

補助対象 燃費性能の優れたオフロード車等（※2）の新規導入（購入及びリース・レンタル）

対象者 補助対象車両を購入する民間事業者

補助率 補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の定額または2/3

詳細等 一般財団法人製造科学技術センター 省エネ機械導入促進事業本部
<http://www.eco-kenki.jp/>

（※2）オフロード法の2011年又は2014年基準適合表示が付されたものであって、情報化施工技術等の先進的な技術を備えており、かつ国土交通省が定める燃費基準を達成したもの。

オフロード法基準適合表示が付されていること



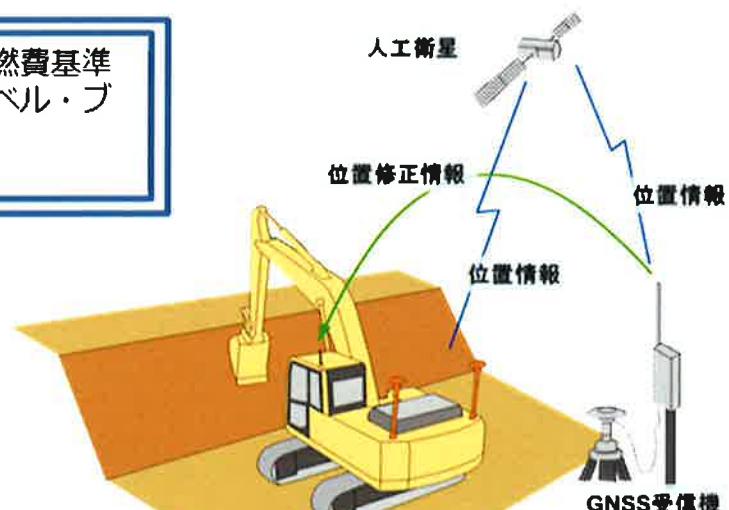
+
国土交通省が定める燃費基準を達成した油圧ショベル・ブルドーザであること（公募要領別表1）



ハイブリッド油圧ショベル



発電式ブルドーザ



情報化施工技術を備えた油圧ショベル
例：衛星測位（RTK-GNSS）方式

補助金

○ エコリース促進事業補助金制度（地球温暖化対策）

補助対象 ハイブリッドオフロード車等^(※3)のリース

対象者 ハイブリッドオフロード車等のリース先となる個人事業主、中小企業、又は中堅企業

補助率 リース料総額の3%

詳細等 <http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>

(※3) 次のイ、ロ又はハのいずれかの要件に該当するもの。

イ オフロード法の基準適合表示が付されたものであって、次の①又は②に該当するもの。

- ① ハイブリッド機構を備えた油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ② 発電式ブルドーザであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- バッテリ式油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ハ 有線式油圧ショベルであって、「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの

国土交通省の低炭素型建設機械の認定を受けた油圧ショベル・ブルドーザであること



ハイブリッド・バッテリ式・有線式油圧ショベル



発電式ブルドーザ



原動機を備えるものはオフロード法基準適合表示が付されていること

融資：日本政策金融公庫

○ 環境・エネルギー対策資金（排出ガス対策、地球温暖化対策）

各環境対策型建設機械ごとに、右表のとおり、下記の利率で融資を受けることができます。

【貸付限度】

中小企業事業 7億2千万円
国民生活事業 7千2百万円

例) 中小企業事業の利率
(5年超6年以内)
(平成28年4月時点)
基準利率 : 1.30%
特別利率① : 0.90%
特別利率② : 0.65%
特別利率③ : 0.40%

(参考URL)

http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyouaisaku_t.html#c06

建設機械	排出ガス対策型 建設機械 (指定制度)	オフロード法基準適合車	低炭素型・ 燃費基準達成建設機械
貸付期間		20年以内	
貸付利率	基準利率 <small>（中小企業 事業）</small>	4億円まで ・特別利率② (軽油19kw以上56kw未満の2011年及び2014年基準適合車、並びに軽油56kw以上560kw未満の2014年基準適合車) ・基準金利 (軽油56kw以上560kw未満の2011年基準適合車、ガソリン・LPG)	4億円まで ・特別利率① (低炭素型) ・特別利率② (燃費基準達成型)
4億円超 ・基準金利			4億円超 ・基準金利

○ IT活用促進資金（企業活力強化貸付）（情報化施工機器）

情報化施工により、施工の効率化、合理化を図る場合には、当該関連機器（右図①②③等）の購入、賃借の際、(株)日本政策金融公庫の低利・長期の融資制度の対象となります。

本制度は情報化施工機器（建設機械本体を除く）を対象としております。

【貸付限度】

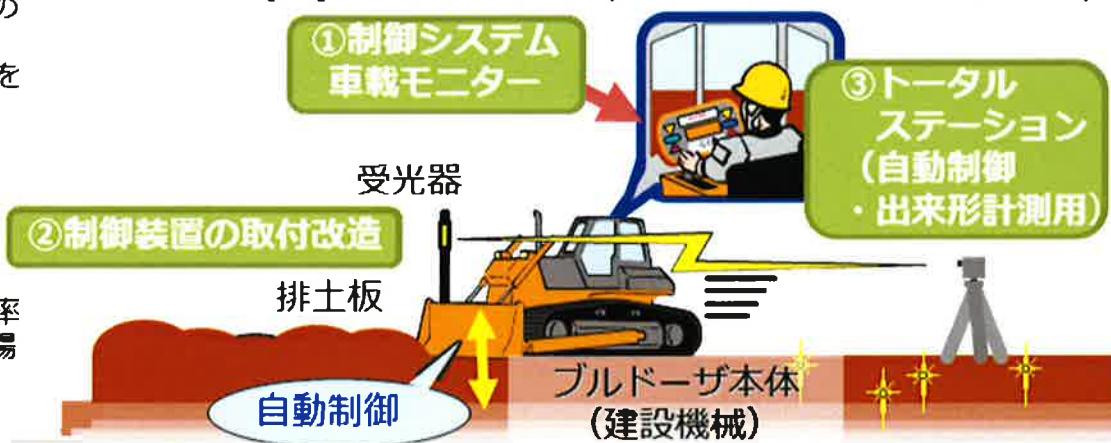
中小企業事業 7億2千万円
国民生活事業 7千2百万円

長期固定の低利融資制度で、特別利率①、基準利率（上青枠内参照）が適用されます。設備を賃借する場合もご利用可能です。

(参考URL)

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m.html

（例）ブルドーザのマシンコントロールシステム



(3) ⑪建機等の購入に際して活用できる税制優遇（参考）

	中小企業等経営強化法 (H28.7.1施行)	中小企業投資促進税制	生産性向上設備 投資促進税制
期間	～H31.3末	～H29.3末	～H29.3.末
利用できる方	中小企業（資本金1億円以下）、個人事業主 担当省庁（建設業は国交省）による 経営力向上計画の認定必要	（賃貸業は対象外）	青色申告している 法人・個人事業主 (対象業種や企業規模に制限なし)
160万円以上の機械及び装置であること			
対象設備	経営力向上計画に基づき取得する新規の機械装置（生産性が年平均1%以上向上する設備等）	生産性向上に資する一定の設備等 (右記のA類型、B類型) は、上乗せ措置を適用	最新設備を導入する場合（A類型） 利益改善のための設備を導入する場合（B類型）
優遇内容	固定資産税	法人税	
	固定資産税の課税標準を <u>3年間1/2に軽減</u>	個人事業主、資本金3千万円以下 <u>特別償却30%</u> 又は <u>税額控除7%</u> 資本金3千万円超1億円以下 <u>特別償却30%</u>	<u>特別償却50%</u> 又は <u>税額控除4%</u>
その他	<その他の支援措置> 政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等による円滑な資金調達を支援	<上乗せ措置の内容> 個人事業主、資本金3千万円以下 <u>特別償却即時</u> 又は <u>税額控除10%</u> 資本金3千万円超1億円以下 <u>特別償却即時</u> 又は <u>税額控除7%</u>	<対象設備の要件> A類型 ・最新モデルであること ・生産性が年平均1%以上向上していること B類型 ・投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%）であること
制度紹介HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm	http://www.meti.go.jp/policy/jigousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

※詳細は、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。

(3) ⑪ICT建機やソフトウェアの購入に際しての補助金(参考)

	省エネルギー型建設機械導入補助金	革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金
期間	～H29.3.16	H28.11.14～H29.1.17
利用できる方	民間企業等（民間企業、その他の法人（独立行政法人を除く）及び個人事業者）	中小企業・小規模事業者 ● 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画 ● 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した生産プロセスの改善等を行い、生産性を向上させる計画
対象設備	・国土交通省策定の燃費基準値を超える（3つ星以上）燃費性能等を有する。 ・オフロード法排出ガス四次規制等に適合した油圧ショベル、ブルドーザ又はホイールローダ ・『ハイブリッド機構』、『情報化施工』又は『電気駆動』等の先端的な省エネルギー技術が搭載されていること ・執行管理団体に設置する有識者委員会で審査決定された型式 これらをすべて満たす建設機械の導入に対して補助	①第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを活用する革新的ものづくり・商業・サービスの開発を支援。 ②中小企業・小規模事業者のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援。 ※過年度の「平成27年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」とほぼ同じなので、ICT活用工事で必要な建設機械以外の投資（ソフトウェア等）に活用できる可能性がある。 ※採択可否は個別事象による。
補助率	補助率：補助対象車両の購入価格と基準価格の差額の定額または2/3 補助上限額：300万円	①（補助上限額：3,000万円 補助率：2/3） ②（補助上限：1,000万円・500万円 補助率：2/3）
制度紹介HP	http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160517003/20160517003.pdf	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2016/161114mono.htm

※正確なところは、制度紹介HPやHPに記載の問い合わせ窓口で、ご確認ください。